

国立大学法人岐阜大学 公的研究費の不正使用防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づき、本学における公正な研究を推進するため、管理運営体制の整備、管理運営活動の徹底及び情報の伝達の確立に関する活動を推し進めてきた。これまでの過去3年間の活動を点検し、検証を行うと共に、今後の活動計画を策定する。

また、この計画は、3年後に点検・検証し、再度見直すこととする。

【適正な運営・管理の基盤となる環境の整備】

目 標	過去3年間の活動	平成22年度以降の防止計画
公的研究費の不正使用は、研究活動の信用を失う。各部局の研究活動を俯瞰できる大学全体の組織が研究行動規範を基に公正な研究を推進する。	<p>【平成19年度】</p> <p>適正な執行を図り、統一したルールを策定するために、公正研究推進室を設置した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>公的研究費の不正防止への取り組みをホームページに掲載し、周知した。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>公的研究費の使用に関するルール等をFAQなど分かりやすい形で取りまとめ、教職員に配布した。</p>	<p>1. 公正研究推進室と監査室との連携を強化し、不正を誘発する要因を把握し、不正防止策を具体化する。</p> <p>2. 不正防止への取り組みを公表し、職員に周知する。</p> <p>3. 相談窓口寄せられる質問等と回答を取りまとめ、FAQの更新に努める。</p>

【研究費の適正な運営・管理活動】

目 標	過去3年間の活動	平成22年度以降の防止計画
研究費の執行を日常的にチェックするシステムを構築し、適正な研究活動を支援する。	<p>【平成19年度】</p> <p>物品の納品検収体制を整備した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>出張の事実確認及び短期雇用者の勤務状況確認方法を確立した。</p>	<p>1. 公正研究推進室は、部局責任者・担当者と連携を取りながら、検収等行為が形骸化しないための、点検・検証を繰り返し行う。</p> <p>2. 研究担当者等の責任を明確に示し、担当者の自覚を促す。</p>

【情報の伝達を確保する体制の確立】

目 標	過去3年間の活動	平成22年度以降の防止計画
全職員が情報を共有するため、教員・職員双方の情報伝達手段を活性化させる。	<p>【平成19年度】</p> <p>内部通報窓口を設置した。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>他大学等における公的研究費の不正使用事案を公表し、研究に対するリスク意識の向上に努めた。</p>	<p>1. 公正研究推進室は、研究者・事務職員に対し、不正防止のための活動として、また不正防止に関する情報の共有を図るため、研修会等を開催する。</p> <p>2. 教員と職員のコミュニケーションを図り、情報を見える化する。</p>